

第3期アルコール健康障害対策推進基本計画 概要①（期間：令和8～12年度）

※下線は第3期基本計画での新たな記載

I. 基本的な方向性

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
- (5) アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援

II. 重点課題

	(1) アルコール健康障害の発生予防	(2) 進行・重症化予防、再発予防・回復支援
重点課題	・ 飲酒の影響や、リスクなどの知識の普及 ・ 不適切飲酒を防止する社会づくり	・ アルコール健康障害の早期発見や早期介入による進行及び重症化予防 ・ 地域連携による再発予防・回復支援
重点目標	① 生活習慣病のリスクを高める量（※）を飲酒している者の割合を<u>全体10%まで、特に女性は6.4%まで</u>、減少させる ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上、女性20g以上 【現状】 全体：11.4%(R6)、女性：9.3%(R6) ② 20歳未満の者、妊娠中の者の飲酒をなくす 【現状】 20歳未満：1.7%(R6)、妊娠中：1.0%(R5)	③ 都道府県等における、アルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の設置・定期開催 ④ アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上 ⑤ アルコール健康障害事例の継続的な減少 ⑥ <u>医療機関へつながった新規患者数の増加</u> 【現状】 男性：11,840人 女性：2,873人(R6)
	(3) アルコール健康障害の当事者及びその家族（こどもなど）への支援	
重点課題	・ <u>アルコール健康障害の当事者及びその家族がより円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等を構築</u> ※ <u>ヤングケアラーを含むこども・若者施策の強化が図られていることを踏まえた取組を推進</u>	
重点目標	⑦ <u>関係者連携会議における児童福祉部門等との連携</u> ⑧ <u>アルコール関連問題を抱える当事者の家族への影響などに関する実態把握</u>	

新

第3期アルコール健康障害対策推進基本計画 概要②（期間：令和8～12年度）

Ⅲ. 基本的施策

※下線は第3期基本計画での新たな取組

1. 教育の振興等

- 学校教育等の推進 ✓ 相談支援ガイドラインの作成・周知
- 職場教育の推進 ✓ アルコール・インターロック装置の普及・促進
- 広報・啓発の推進 ✓ 飲酒ガイドラインの広報資材の作成・周知
※ 生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量：男性40g、女性20g以上）は、個々人の許容量を示したものではない

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

- 広告 ✓ 酒類の交通広告の特段の配慮、状況により自主基準見直し
- 表示 ✓ アルコール量の表示の取組の推進
- 販売 ✓ 無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者に指導

3. 健康診断及び保健指導

- アルコール健康障害の早期発見、早期介入の推進
✓ 特定健診で肝機能障害を認めた場合の保健指導・受診勧奨の普及
- 職域における対応の促進
✓ 飲酒ガイドライン・専門医療機関・自助グループ等の認知度向上
✓ 産業保健部門と安全管理部門の双方向の連携（特に乗務員に対する医療機関受診の促進）

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

- アルコール健康障害に係る医療の質の向上
✓ かかりつけ医、地域の内科・精神科等と専門医療機関との連携の「手引」を作成し、身近な場所での医療提供体制の構築
- 医療連携の推進 ✓ SBIRTS（関係機関の連携体制）の構築
- アルコール依存症の当事者及びその家族に対する支援
✓ 当事者や家族が専門医療機関から自助グループにつながる取組

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- 飲酒運転をした者に対する指導等
✓ 飲酒運転の背景等の調査結果を踏まえた取消処分者講習の見直し
✓ 刑事施設や保護観察所における指導の充実の検討
✓ 地域における飲酒運転防止条例の制定状況の収集・周知
✓ 飲酒運転をした者の実態把握
- 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する支援

6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

- 関係機関と連携した相談支援の推進
✓ ヤングケアラーを含めた当事者の家族支援のため、精神保健福祉センターや保健所と、児童福祉部門・女性支援部門・DV相談支援部門・教育部門等との連携強化
- 相談支援の充実
✓ アルコール依存症当事者やその家族への相談に資するガイドライン等の作成

7. 社会復帰の支援

- 就労及び復職の支援
- アルコール依存症からの回復支援

8. 民間団体の活動に対する支援

- 会場の提供や広報など、自助グループの活動支援
- 自助グループに関する認知度向上
- 自助グループと民間団体との連携を進める

9. 人材の確保等 10. 調査研究の推進等

- 基本的施策1～8に掲げる該当項目を再掲